

申請に対する処分

処分名	公園管理者以外の公園施設の設置許可及び変更許可
根拠法令	都市公園法第5条第1項及び奄美市都市公園条例第8条
所管課	都市整備課

1 審査基準

(1) 何人も申請を行うことができる。ただし変更許可申請については設置許可を受けた人又は団体とする。

(2) 申請の方法

設置許可の場合は公園施設設置許可申請書，変更の場合は公園施設設置変更許可申請書（奄美市公園条例施行規則第3条に規定）を奄美市都市整備課に提出する。

(3) 許認可等の要件

ア 当該公園管理者が自ら設けることが不適當又は困難であると認められるもの

イ 当該公園管理者以外の者が設けることが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもの

ウ 公園管理者以外の者が公園施設を設ける期間は，10年を超えることができない。これを更新するときの期間についても，同様とする。

(4) 公園施設とは都市公園法施行令で定める下記の施設であること。

ア 修景施設は，植栽，芝生，花壇，いけがき，日陰たな，噴水，水流，池，滝，つき山，彫像，灯籠，石組，飛石その他これらに類するものとする。

イ 休養施設は，休憩所，ベンチ，野外卓，ピクニック場，キャンプ場その他これらに類するもの

ウ 遊戯施設は，ぶらんこ，滑り台，シーソー，ジャングルジム，ラダー，砂場，徒渉池，舟遊場，魚釣場，メリーゴーラウンド，遊戯用電車，野

外ダンス場その他これらに類するもの

エ 運動施設は、野球場（専らプロ野球チームの用に供されるものを除く。）、陸上競技場、サッカー場（専らプロサッカーチームの用に供されるものを除く。）、ラグビー場、テニスコート、バスケットボール場、バレーボール場、ゴルフ場、ゲートボール場、水泳プール、温水利用型健康運動施設、ボート場、スケート場、スキー場、相撲場、弓場、乗馬場、鉄棒、つり輪、リハビリテーション用運動施設その他これらに類するもの及びこれらに附属する観覧席、更衣所、控室、運動用具倉庫、シャワーその他これらに類する工作物

オ 教養施設は、植物園、温室、分区園、動物園、動物舎、水族館、自然生態園、野鳥観察所、動植物の保護繁殖施設、野外劇場、野外音楽堂、図書館、陳列館、天体又は気象観測施設、体験学習施設、記念碑その他これらに類するもの、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡及びこれらを復原したもので歴史上又は学術上価値の高いもの

カ 便益施設は、売店、飲食店（料理店、カフェー、バー、キャバレーその他これらに類するものを除く。）、宿泊施設、駐車場、園内移動用施設及び便所並びに荷物預り所、時計台、水飲場、手洗場その他これらに類するものとする。

キ 管理施設は、門、さく、管理事務所、詰所、倉庫、車庫、材料置場、苗畑、掲示板、標識、照明施設、ごみ処理場（廃棄物の再生利用のための施設を含む。以下同じ。）、くず箱、水道、井戸、暗渠、水門、雨水貯留施設、水質浄化施設、護岸、擁壁、発電施設（環境への負荷の低減に資するものとして国土交通省令で定めるものに限る。以下同じ。）その他これらに類するものとする。

ク 展望台及び集会所並びに食糧、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫その他災害応急対策に必要な施設

2 標準処理時間

7 日